

岩手県告示第299号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成30年岩手県告示第798号）で公示した公共測量を終了した旨県南広域振興局農政部北上農村整備センター所長から次のとおり通知があった。

平成31年4月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 花巻市太田地区及び石鳥谷町大興寺地区並びに和賀郡西和賀町沢内川舟地区地内
- 2 実施した期間 平成30年9月28日から平成31年3月22日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量）